

令和6年度 第1回

丹波篠山市まちづくり審議会議事録

と き 令和6年5月21日（火）

ところ 丹波篠山市役所議員協議会室

丹波篠山市まちづくり審議会

## 令和6年度第1回丹波篠山市まちづくり審議会議事録

令和6年5月21日、令和6年度第1回丹波篠山市まちづくり審議会が招集される。

### 1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 令和6年5月21日(火) 9時30分開会

(場所) 丹波篠山市役所議員協議会室

### 2. 出席委員の氏名

角野幸博委員 松田法子委員 松本邦彦委員 加藤哲夫委員 酒井正博委員  
田中義治委員 谷垣友里委員

#### 【オブザーバー】

兵庫県丹波土木事務所 所長補佐兼まちづくり建築課長 福田充宏

#### 【事務局】

まちづくり部 部長 近成和彦

まちづくり部地域計画課 課長兼景観室長 山下哲也

まちづくり部地域計画課 景観専門員 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 係長 荒木隆文

まちづくり部地域計画課景観室 主事 宮本尚輝

### 3. 会 議

1. 開会（9時30分）

2. あいさつ

近成部長よりあいさつ

3. 委員紹介

4. 会長あいさつ

会長よりあいさつ

5. 議事録署名人の指名

丹波篠山市まちづくり審議会規則第8条第2項に基づき、会長が松本邦彦委員と松田法子委員の2名を署名人として指名

6. 審議事項

#### 【諮問第1号】

・開発行為等の事前協議（株コスモス薬品物品販売店舗の新築）について  
事務局及び事業者より説明。

～ 質疑応答 ～

松田委員

平面での緑地率が足りない場合に立面でも良いというのはどの規定でしょうか。

事務局

兵庫県の緑条例を準用しています。市の景観計画では規定を設けておりません。今回は必要な駐車場台数を確保するため、また、沿道の並木については警察より安全面での指導があり配置できないため、平面で緑地を確保するのが難しく、壁面緑化での計画となっています。

松田委員

二つの敷地を結ぶように横断歩道が計画されていますが、信号機等は無くて

も安全性が確保できる見込みでしょうか。

事務局 担当部署と協議されていると思います。

松田委員 壁面の看板等について、色彩の規制はありますか。

事務局 丹波篠山市屋外広告物条例があります。現在事前相談を受けている状況で、正式には今後申請されます。

谷垣委員 敷地西側については、通学路ということもあり、道路の安全対策に十分配慮されていると思いましたが。東側の交差点については警察等による指導がありましたか。

事業者 交差点についての指導は受けておりません。警察からは敷地内の駐車場について安全指導を受けています。道路については道路管理者での安全管理と考えています。

谷垣委員 西側同様に東側の高木配置についても、安全性確保の面から再度ご検討いただきたいと思います。

事業者 視認性に配慮して検討したいと思います。

酒井委員 同様の意見ですが、東側の交差点について、現在でも非常に注意をしながら通行しており、高木が視界の妨げになると危険性が増すことが懸念されます。交通安全には必要以上に気を付けてご検討いただければと思います。

加藤委員 壁面緑化と地植えの樹木で緑化に十分配慮した計画としていただきたいと思います。具体的な樹木の種類は決まっていますか。

事業者 高木類はアラカシ、低木類はコクチナシとシャリンバイが主な樹種です。壁

面にはヘデラを使用します。資料の中に 10 年近く経過した事例写真を添付しています。

松本委員

北側の敷地について、四角くボリューム感の大きな建物が目に入るかと思えます。背後の里山を生かすという話しもありましたので、高木の配置を検討できる余地があるのか教えてください。

ヘデラを北面に採用されるにあたって、寒さや日照に必ずしも強くないかと思いますが、きちんと根付くのか教えてください。

事業者

北側の敷地について、駐車場配置の関係から植栽エリアの幅が狭くなり、そこへ高木の植栽となると根の生育への影響が考えられます。また、交通安全の観点からも植栽できる場所の確保が難しく、北側の敷地への高木配置を避けました。

ヘデラは西日など強い日差しを受けると成長が芳しくないところがあります。日差しの弱い北側でも生育は良い樹種なのでこちらを採用しております。

松本委員

今回は緑地が確保できないということで壁面緑化を行うため、将来に渡ってきちんと維持されることが大事なポイントかと思しますのでよろしくお願ひします。

田中委員

壁面緑化に山の芋のグリーンカーテンを検討いただけたら特産振興のPRの場所になると思いました。一部でも結構なので考えていただければと思います。

酒井委員

屋上に太陽光パネルを設置される予定はありませんか。道路と敷地に高低差がありますが、店舗を建設される場所に盛り土をされるのか。その2点伺います。

事業者

太陽光パネルについて、兵庫県の条例改正に伴い、今後の新規店舗の計画では、不足する緑地は太陽光パネルを使用する方針です。今回は昨年から協議し

てきていることもあり、太陽光パネルを使用する計画はありません。

盛り土について、建物の入り口の高さを西側の道路と同じぐらいの高さに設定しています。そこから東側と北側にスロープ状に現在の高さまで下げていくような計画です。

松本委員

建物の色彩について、ブラウンとベージュの切り替え部分の明度差が大きく、目をむく様な感じを受けるのでもう少し配慮していただくことは可能でしょうか。

事業者

今回の建物の配色は現在店舗展開を行っている標準色となっており、規制の範囲に収まっているのであればこのまま進めさせていただきたいと思います。

～ 質疑応答終了・事業者退室後審議 ～

松田委員

壁面緑化について、伝統的な里山景観の中には本来無い物なのですが、今回は検討の余地が無いということで判断せざるを得ないかと思いますが、山の芋のグリーンカーテンは良いアイデアではないかと思いました。

谷垣委員

壁面緑化について、人によって感じ方は違うと思いますが、事例を見ると目立つところに計画するのは嫌だなと感じました。今後、緑化が壁面で良いということになり、全てを壁面で計画されると自然景観を感じるものとは違うのかなと思い、不安に感じました。

角野議長

市としては今回初めての壁面緑化ということですが、今後どの様に指導していくのか方針はありますか。

事務局

景観計画に明確な基準が無いものの、県条例で認められているため、今回は認めざるを得ないと考えています。ただ、今後認めないのであれば基準を明確にしていく必要があることを課題として認識しています。

角野議長

参考までに情報提供ですが、兵庫県のまちづくり審議会での緑化に関する議論の中では、壁面緑化について、竣工後に何のチェックも無いということが問題になり、しっかり維持管理し続けてくださいと言っています。

今回の緑化計画については、市としては認めるが、適切な樹種の選定と維持管理がなされるということが前提かと思えます。

また、山の芋の件については、平面的なスペース等検討いただく必要があるかと思いますが、丹波篠山らしさといったものが表現できるという可能性があるのであれば、検討いただくのも面白いかと思いました。

松本委員

ワイヤー式の壁面緑化が一番コストの掛からない方法かと思いますが、基盤型などの検討はまだ可能でしょうか。

事務局

県の指導では、原則、基盤型のもので計画することになっています。しかし、緑化の実績がある施設については既存のものでも認めると聞いています。今回は仕方ないと考えています。

オブザーバー

様々な事情で基盤型にできない場合は、下垂型や登はん型でも仕方ないとしています。今回は緑条例の手続きがあり、その中で指導していくことになると思います。

角野議長

全体の意見をまとめさせていただくと、以下の3点の意見が出ました。

- ① 高木の配置について、交差点の視認性確保などの安全確保に配慮いただきたい。
- ② 壁面緑化について、樹種選定及び緑化後の適切な維持管理が行われることを求めるとともに、山の芋のグリーンカーテンの設置の可能性についても検討いただきたい。
- ③ 外壁の色彩の明度差についてご配慮いただきたい。

審議会としては、本件を認めた上で、上記意見を反映した答申を出したいと

思います。

具体的な答申書に記載する内容については、私に一任いただくことで、ご異議ありませんか。

～ 異議なしの声 ～

角野議長

異議なしの声がありましたので、事務局と調整して決定させていただきます。

【諮問第2号】

・丹波篠山市景観計画の変更について

歴史地区の追加指定について事務局より説明。

～ 審議 ～

松本委員

全ての地区で合意を得たという認識でよろしいでしょうか。

また、運用としては、区域内で建築されるときに届出がされて、修景助成を希望されるときはこの基準に沿って進んでいくという理解で間違いないでしょうか。

事務局

大きな反対は無く、概ね肯定的に受け止めていただいたと感じています。

手続きについて、規模の大きな建物について届出を要するという基準から、全ての規模で届出が必要となります。その時にできるだけ修景助成をしていただく様に指導していきますので徹底されていくのではないかと考えています。

松本委員

歴史地区に変わることによって今までコントロール出来ていたことが出来なくなるということはないですか。

事務局

基本的にはないです。

角野議長

修景行為について努めているというのはどの様に判断していますか。



事務局 市と県で合わせて助成する制度で、最終的な判断は県に仰いでいます。ただ、町並みの貢献というのが重要な柱であり、全体的に見て景観に努める項目が3から4項目あるのが基本的なラインではないかと考えます。また、あくまでも景観が向上するのが条件ですので、向上しない場合は助成の対象外となっています。

谷垣委員 名称について、「歴史的な町の区域」と「歴史地区」と「歴史街道地区」があるということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

角野議長 現在の歴史地区には篠山城下町地区と上立杭地区と福住地区があり、全て固有名詞が使われています。しかし、今回新たに指定するのが歴史街道地区であり、固有名詞でないことと、歴史地区と歴史街道地区が似ていることから名称がややこしく誤解されないかと思いました。

事務局 街道沿いで基準の策定をするにあたり、それぞれの集落で基準を変えることが難しいので「歴史街道地区」として設定しました。現在の歴史地区については面的な地区指定となっています。しかし、今回は山陰旧街道、播磨街道の街道沿いを主に指定したいことから「歴史街道地区」としたいと考えています。

角野議長 山陰旧街道地区とか播磨街道地区とした方が、誤解されないのではと思いました。

谷垣委員 各自治会名を地区名に出した方が指定された地区の方は褒めてもらえたとか誇りになるとか嬉しいのではないかと思ったのですがどうでしょうか。地名には歴史があるかと思えますし大事なものかと思うのでご検討をお願いします。

角野議長 全体の意見をまとめさせていただくと、次の意見が出ました。

① 「歴史街道地区」の名称については、住民の方々が誇りを持つような名称を検討いただきたい。

審議会としては、本件を認めた上で、上記意見を反映した答申を出したいと思えます。

具体的な答申書に記載する内容については、私に一任いただくことで、ご異議ありませんか。

～ 異議なしの声 ～

角野議長

異議なしの声がありましたので、事務局と調整して決定させていただきます。

7. 閉会（11時30分）